

平成 26 年第 1 回三豊市議会定例会 提出議案（条例関係） 新旧対照表

	ページ番号
・ 議案第 27 号関係 （三豊市公平委員会設置条例の制定について）	81
・ 議案第 29 号関係 （三豊市地域包括支援センター等運営協議会設置条例の制定 について）	84
・ 議案第 30 号関係 （三豊市遺跡発掘調査整備委員会設置条例の制定について）	85
・ 議案第 31 号関係 （三豊市職員の私有車の公務使用に関する条例の一部改正に ついて）	86
・ 議案第 32 号関係 （三豊市職員等の旅費に関する条例の一部改正について）	87
・ 議案第 33 号関係 （三豊市企業誘致条例の一部改正について）	89
・ 議案第 34 号関係 （三豊市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を 定める条例の一部改正について）	90
・ 議案第 35 号関係 （三豊市税条例の一部改正について）	91
・ 議案第 36 号関係 （三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条 例の一部改正について）	92
・ 議案第 37 号関係 （三豊市国民健康保険診療所条例の一部改正について）	93
・ 議案第 38 号関係 （三豊市治山事業分担金徴収条例の一部改正について）	94
・ 議案第 39 号関係 （三豊市都市公園条例の一部改正について）	95
・ 議案第 40 号関係 （三豊市道路占用料徴収条例及び三豊市準用河川土地占用料 徴収条例の一部改正について）	96
・ 議案第 41 号関係 （三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について）	102

【議案第27号関係】

三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号) 一部改正 新旧対照表(抄) 《三豊市公平委員会設置条例附則第2項による改正》

改正後（案）	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、<u>公平委員会</u>、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 (2) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 (2) 略

三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号) 一部改正 新旧対照表(抄) 《三豊市公平委員会設置条例附則第3項による改正》

改正後（案）	現 行
(定義) 第2条 略 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、<u>公平委員会</u>、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 3～6 略	(定義) 第2条 略 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 3～6 略

三豊市情報セキュリティ条例(平成18年三豊市条例第13号) 一部改正 新旧対照表(抄) 《三豊市公平委員会設置条例附則第4項による改正》

改正後（案）	現 行
(対象範囲) 第3条 この条例の対象とする範囲は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、<u>公平委員会</u>、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び議会(以下「実施機関」という。)とする。 2～3 略	(対象範囲) 第3条 この条例の対象とする範囲は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び議会(以下「実施機関」という。)とする。 2～3 略

三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成18年三豊市条例第43号) 一部改正 新旧対照表(抄) 《三豊市公平委員会設置条例附則第5項による改正》

改正後（案）	現 行
(報告事項) 第3条 略 (1)～(8) 略 <u>(公平委員会の報告)</u> 第4条 <u>公平委員会は、毎年6月30日までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</u> <u>(公平委員会の報告事項)</u> 第5条 <u>公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況</u>	(報告事項) 第3条 略 (1)～(8) 略

(2) 職員に対する不利益処分についての不服申立ての状況 (公表の時期) 第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けた時は、毎年度末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。 (公表の方法) 第7条 略 (1) 略 (2) 略 2 略 (委任) 第8条 略	(公表の時期) 第4条 市長は、第2条の規定による報告及び地方公務員法第58条の2第2項の規定に基づき香川県が制定する条例の規定による香川県人事委員会の報告(以下この条において「香川県人事委員会の報告」という。)を受けたときは、毎年度末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び香川県人事委員会の報告を公表しなければならない。 (公表の方法) 第5条 略 (1) 略 (2) 略 2 略 (委任) 第6条 略
---	---

三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正 新旧対照表(抄)
《三豊市公平委員会設置条例附則第6項による改正》

改正後 (案)			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
(単位：円)			(単位：円)		
区分		報酬額	区分		報酬額
略			略		
選挙管理委員会	委員長	月額 34,000	選挙管理委員会	委員長	月額 34,000
	委員	月額 25,000		委員	月額 25,000
公平委員会	委員長	日額 10,000	監査委員	識見を有する者	月額 170,000
	委員	日額 9,000		議会選出	月額 40,000
監査委員	識見を有する者	月額 170,000	略		
	議会選出	月額 40,000			
略					
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。			備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		

三豊市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第56号)
一部改正 新旧対照表(抄)
《三豊市公平委員会設置条例附則第7項による改正》

改正後 (案)	現 行
(対象者) 第2条 この条例による支給の対象者は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) 略 (10) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第6項の規定により、三豊市公平委員会の喚問に応じ、出頭した者 (11) 前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関の要求に応じ、出頭した者	(対象者) 第2条 この条例による支給の対象者は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関の要求に応じ、出頭した者

三豊市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成21年三豊市条例第4号)
一部改正 新旧対照表(抄)
《三豊市公平委員会設置条例附則8項による改正》

改正後（案）	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。 ア 市の機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、<u>公平委員会</u>、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びにこれらに置かれる機関及びこれらの管理に属する機関をいう。) イ 略 (3)～(10) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。 ア 市の機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びにこれらに置かれる機関及びこれらの管理に属する機関をいう。) イ 略 (3)～(10) 略

三豊市プロポーザル審査委員会設置条例(平成24年三豊市条例第30号)
一部改正 新旧対照表(抄)
《三豊市公平委員会設置条例附則9項による改正》

改正後（案）	現 行
(定義) 第2条 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、<u>公平委員会</u>、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。	(定義) 第2条 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

【議案第29号関係】

三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
 (平成18年三豊市条例第55号) 一部改正 新旧対照表 (抄)
 《三豊市地域包括支援センター等運営協議会設置条例附則第3項による改正》

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策 定委員会委員	日額 8,000	三豊市高齢者福祉計画及び介護保険事業 計画策定委員会委員	日額 8,000
地域包括支援センター等運営協議会委員	日額 8,000	民生委員推薦会委員	日額 8,000
民生委員推薦会委員	日額 8,000	略	
略			
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満た ない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額 の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満た ない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額 の半額とする。	

【議案第30号関係】

三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
 (平成18年三豊市条例第55号) 一部改正 新旧対照表 (抄)
 《三豊市遺跡発掘調査整備委員会設置条例附則第3項による改正》

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
宗吉かわらの里展示館運営協議会委員	日額 8,000	宗吉かわらの里展示館運営協議会委員	日額 8,000
遺跡発掘調査整備委員会委員	日額 8,000	少年育成センター運営協議会委員	日額 8,000
少年育成センター運営協議会委員	日額 8,000	略	
略			
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第31号関係】

三豊市職員の私有車の公務使用に関する条例(平成18年三豊市条例第52号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
(私有車使用の許可の基準) 第4条 任命権者は、前条に規定する許可の申請があったときは、その内容が次に定める要件を備えていると認められる場合に限りこれを許可することができる。 (1)～(3) 略 (4) 当該私有車の運行により、他人の生命又は身体を害したときの損害賠償について<u>無制限</u>の任意保険契約(<u>示談代行の特約を附帯しているものに限る。</u>)を締結していること。 (5) 当該私有車について、<u>1,000万円以上</u>の対物保険契約を締結していること。	(私有車使用の許可の基準) 第4条 任命権者は、前条に規定する許可の申請があったときは、その内容が次の各号に定める要件を備えていると認められる場合に限りこれを許可することができる。 (1)～(3) 略 (4) 当該私有車の運行により、他人の生命又は身体を害したときの損害賠償について<u>1億円以上</u>の任意保険契約を締結していること。 (5) 当該私有車について、<u>500万円以上</u>の対物保険契約を締結していること。

【議案第32号関係】

三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(旅費の支給) 第3条 略 2・3 略 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。それぞれ輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの「以下切符類という」を含む。以下この条において同じ。)の全部又は一部を喪失した場合には、次に掲げる区分により当該額を旅費として支給することができる。 (1)・(2) 略 (鉄道賃) 第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、<u>急行料金、特別車両料金及び座席指定料金</u>による。 (1) <u>その乗車に要する運賃</u> (削除) (2) 急行料金を徴する<u>列車を運行する線路</u>による出張の場合には、<u>前号に規定する運賃のほか、急行料金</u> (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、<u>第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u> (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、<u>第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u> 2 前項第2号に規定する急行料金は、<u>特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による出張で、当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。ただし、四国内において出発駅から最終目的駅(県内を除く。)までに高松駅を経由する出張については、出発駅から高松駅までの特別急行列車の乗車区間に係る急行料金についても支給する。</u> (削除) (削除) 3 <u>第1項第3号に規定する特別車両料金は、特に市長が必要と認める場合に限り、支給する。</u> 4 <u>第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による出張で、当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u>	(旅費の支給) 第3条 略 2・3 略 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。それぞれ輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの「以下切符類という」を含む。以下この条において同じ。)の全部又は一部を喪失した場合には、<u>次の各号</u>に掲げる区分により当該額を旅費として支給することができる。 (1)・(2) 略 (鉄道賃) 第12条 鉄道賃の額は、<u>次の各号</u>に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)<u>及び急行料金</u>による。 (1) <u>県外及び県内出張については、普通運賃</u> (2) <u>運賃の等級を設けない線路による出張の場合には、その乗車による運賃</u> (3) 急行料金を徴する線路による出張の場合には、<u>その乗車に要する急行料金</u> 2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。 (1) <u>新幹線及び特別急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のもの。ただし、四国島内において特別急行列車を利用する出張の場合は、片道30キロメートル以上のもの</u> (2) 普通急行列車を運行する線路による出張で片道30キロメートル以上のもの

5 <u>前各項に規定する運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金</u>によるところが当該出張における特別の事情のため困難である場合には、出張命令権者が市長と協議して定める運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金によることができる。	3 <u>前2項に規定する運賃及び急行料金</u>によるところが当該出張における特別の事情のため困難である場合には、出張命令権者が市長と協議して定める運賃<u>及び急行料金</u>によることができる。
---	--

【議案第33号関係】

三豊市企業誘致条例(平成23年三豊市条例第2号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
○<u>三豊市企業立地促進条例</u> (目的) 第1条 この条例は、本市における<u>企業立地等</u>を促進するため、本市の区域内に製造業施設等を設置する企業に対し奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 略 (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう (2) 略 (3) <u>運輸業施設 鉄道、自動車、船舶若しくは航空機による旅客若しくは貨物の運送業、倉庫業又は運輸に附帯するサービス業(規則で定める業種に限る。)の事業の用に供する施設をいう。</u> (4) <u>物流拠点施設 産業分類の大分類に掲げる製造業、卸売業、小売業を営む者が、製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設をいう。</u> (5) 略 (6) 製造業施設等 製造業施設、<u>運輸業施設、物流拠点施設</u>又は情報処理関連施設をいう。 (奨励対象の指定) 第3条 市長は、企業が市の区域内において<u>新たに</u>製造業施設等を<u>設置</u>しようとする場合において、規則で定める要件を満たすときは、当該企業を奨励措置の対象として、当該製造業施設等ごとに指定をすることができる。 2 略	○<u>三豊市企業誘致条例</u> (目的) 第1条 この条例は、本市における<u>企業誘致</u>を促進するため、本市の区域内に製造業施設等を設置する企業に対し奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 略 (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。<u>ただし、三豊市農村地域工業等導入に関する市税の特別措置条例(平成18年三豊市条例第70号)の適用を受ける者を除く。</u> (2) 略 (3) <u>運送業施設 産業分類の大分類に掲げる運送業の用に供する施設をいう。</u> (4) 略 (5) 製造業施設等 製造業施設、<u>運送業施設</u>又は情報処理関連施設をいう。 (奨励対象の指定) 第3条 市長は、企業が市の区域内において製造業施設等を<u>新設</u>しようとする場合において、規則で定める要件を満たすときは、当該企業を奨励措置の対象として、当該製造業施設等ごとに指定をすることができる。 2 略

【議案第34号関係】

三豊市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例
(平成24年三豊市条例第3号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)			現 行			
(区域の範囲及び緑地面積等の敷地面積に対する割合)			(区域の区分及び範囲並びに緑地面積等の敷地面積に対する割合)			
第3条 この条例を適用する区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。			第3条 この条例を適用する区域の区分及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。			
区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	区域の区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
規則で定める範囲	100分の10以上	100分の15以上	甲区域	高瀬町上勝間字首山3270番地5、高瀬町上麻字原、山本町神田字榎谷、山本町神田字山才、豊中町笠田笠岡字中尾、豊中町上高野字七尾、詫間町松崎字水出、詫間町松崎字北浦、詫間町詫間字松下、詫間町詫間字経面、詫間町詫間字松本、仁尾町仁尾字浜、仁尾町家の浦字下家ノ浦326番地、財田町財田上字宮坂、財田町財田上字丸谷及び財田町財田上字滝の下7830番地18の区域	100分の10以上	100分の15以上
			乙区域	高瀬町佐股字青池、高瀬町上麻字岩瀬、詫間町香田字下和田内及び詫間町香田字下中郷の区域	100分の10以上	100分の15以上

【議案第35号関係】

三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(固定資産税の減免) 第71条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が申請書を提出する必要があると特に認めた場合は、この限りでない。</u> (1)～(5) 略 3 略 附 則 (読替規定) 第10条 略 <u>(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)</u> <u>第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) <u>第10条の3</u> 略	(固定資産税の減免) 第71条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 3 略 附 則 (読替規定) 第10条 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) <u>第10条の2</u> 略

【議案第36号関係】

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成18年三豊市条例第140号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）			現 行		
別表第1(第23条関係) (単位：円)			別表第1(第23条関係) (単位：円)		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
<u>し尿並びに</u> 浄化槽汚 泥、スカム 及び洗浄水 等の処理料	10リットル(10リットル未満の端数は10 リットルとする。)につき 三豊市 高瀬町・三野町・豊中町・仁尾 町・詫間町	35	<u>し尿</u>	<u>10リットル(10リットル未満の端数は10 リットルとする。)につき</u> <u>三豊市 高瀬町・三野町・豊中町・仁尾 町</u> <u>詫間町(三豊市詫間町栗島を除く。)</u> <u>10リットル(10リットル未満の端数は10 リットルとする。)につき</u> <u>三豊市 詫間町栗島</u>	150
			浄化槽汚 泥、スカム 及び洗浄水 等の処理料	10リットル(10リットル未満の端数は10 リットルとする。)につき 三豊市 高瀬町・三野町・豊中町・仁尾 町・詫間町	45

【議案第37号関係】

三豊市国民健康保険診療所条例(平成18年三豊市条例第135号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行																								
（使用料及び手数料） 第5条 略 2 手数料の額は、<u>別表に定める金額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)</u>を加えた金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額)とする。 3 前項に定めるもののほか、市長が必要と認める場合に徴収する手数料の額は、所用原価を基準として市長が<u>定める金額に消費税相当額を加えた金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額)</u>とする。 別表(第5条関係) <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額(円)</th></tr><tr><td>死体(胎)検案書</td><td>1通につき</td><td>5,000</td></tr><tr><td>死亡診断書</td><td></td><td>3,000</td></tr><tr><td>特殊診断書</td><td></td><td>3,000</td></tr><tr><td>普通診断書</td><td></td><td>2,000</td></tr><tr><td>健康診断書</td><td></td><td>2,000</td></tr><tr><td>簡易診断書等</td><td></td><td>1,000</td></tr><tr><td>各種証明書</td><td></td><td>1,000</td></tr></table> 備考 2通以上作成する場合において、増加分1通について徴収する額は、それぞれの額の半額とする。	区分	単位	金額(円)	死体(胎)検案書	1通につき	5,000	死亡診断書		3,000	特殊診断書		3,000	普通診断書		2,000	健康診断書		2,000	簡易診断書等		1,000	各種証明書		1,000	（使用料及び手数料） 第5条 略 2 手数料の額は、<u>次のとおり</u>とする。 (1) <u>健康診断書</u> 1部につき 1,000円 (2) <u>特殊診断書</u> 1部につき 3,000円 (3) <u>死亡診断書</u> 1部につき 3,000円 (4) <u>死体検案書</u> 1部につき 5,000円 (5) <u>各種証明手数料</u> 1部につき 1,000円 3 前項に定めるもののほか、市長が必要と認める場合に徴収する手数料の額は、所用原価を基準として市長が<u>定める額</u>とする。
区分	単位	金額(円)																							
死体(胎)検案書	1通につき	5,000																							
死亡診断書		3,000																							
特殊診断書		3,000																							
普通診断書		2,000																							
健康診断書		2,000																							
簡易診断書等		1,000																							
各種証明書		1,000																							

【議案第38号関係】

三豊市治山事業分担金徴収条例(平成18年三豊市条例第169号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(定義) 第2条 この条例において「治山事業」とは、荒廃山地の復旧及び荒廃のおそれのある山地の荒廃防止を図る事業<u>のうち、香川県単独県費補助条例(昭和31年香川県条例第1号)の規定による補助事業の採択を受けたもの</u>をいう。 (分担金の総額及び賦課基準等の決定) 第4条 分担金の総額は、市が行う当該治山事業に要する費用の総額(測量試験費、工事雑費及び事務費を含む。)から、治山事業に対し市が交付を受ける県の補助金を控除して得た額の<u>2分の1とする。ただし、保安林の指定を受けた地域にあつては、4分の1とする。</u> 2 略	(定義) 第2条 この条例において「治山事業」とは、荒廃山地の復旧及び荒廃のおそれのある山地の荒廃防止を図る事業をいう。 (分担金の総額及び賦課基準等の決定) 第4条 分担金の総額は、市が行う当該治山事業に要する費用の総額から、治山事業に対し市が交付を受ける<u>国及び県の補助金を控除して得た額の範囲内において市長が定める。</u> 2 略

【議案第39号関係】

三豊市都市公園条例(平成18年三豊市条例第193号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
別表第3(第13条関係) (1)～(3) 略 備考 1・2 略 3 占用のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての使用料の額は、この表並びに1及び2により計算して得られた額に<u>消費税等相当額(消費税法に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう)を加えた金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額)</u>とする。 別表第4(第13条関係) 有料施設の使用料 略	別表第3(第11条関係) (1)～(3) 略 備考 1・2 略 3 占用のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての使用料の額は、この表並びに1及び2により計算して得られた額に<u>100分の105を乗じて得た額</u>とする。 別表第4(第11条関係) 有料施設の使用料 略

【議案第40号関係】

三豊市道路占用料徴収条例及び三豊市準用河川土地占用料徴収条例の一部を改正する条例
新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市道路占用料徴収条例(平成18年三豊市条例第196号) 一部改正

改正後 (案)					現 行				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
(単位：円)					(単位：円)				
区分	単位	金額			区分	単位	金額		
(1) 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	年額	560	(1) 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	年額	1,000
	第2種電柱			860		第2種電柱			1,600
	第3種電柱			1,200		第3種電柱			2,200
	第1種電話柱			500		第1種電話柱			930
	第2種電話柱			800		第2種電話柱			1,500
	第3種電話柱			1,100		第3種電話柱			2,100
	その他の柱類			50		その他の柱類			72
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき		5		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき		10
	地下に設ける電線その他の線類			3		地下に設ける電線その他の線類			5
	路上に設ける変圧器	1個につき		490		路上に設ける変圧器	1個につき		700
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき		300		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき		480
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき		1,000		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき		1,400
	郵便差出箱及び信書便差出箱			420		郵便差出箱及び信書便差出箱			600
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき		2,000		広告塔	表示面積1平方メートルにつき		4,400
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき		1,000		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき		1,400
(2) 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	年額	21	(2) 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	年額	48
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			60		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			90		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120		外径が1メートル以上のもの			950
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210	(3) 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき	年額	1,400	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300	(4) 法第32条第1項	地下街及び地下室	階数が1のもの	年額	時価に0.003を乗じ
	外径が1メートル以上のもの			600					

(9) 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき	月額	200	第7条第8号に掲げる施設並びに同条第9号に掲げる施設及び自動車駐車場	もの	方メートルにつき	0.006を乗じて得た額
(10) 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき	月額	100		階数が2のもの		0.009を乗じて得た額
(11) 令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.016を乗じて得た額	階数が3のもの	時価に0.011を乗じて得た額	0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの				階数が4以上のもの		
	その他のもの				その他のもの		
(12) 令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.016を乗じて得た額		時価に0.006を乗じて得た額	
	その他のもの						
(13) 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.02を乗じて得た額 時価に0.011を乗じて得た額		時価に0.018を乗じて得た額	
(14) 令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.016を乗じて得た額	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	0.006を乗じて得た額
	上空に設けるもの					階数が2のもの	0.009を乗じて得た額
	その他のもの					階数が3のもの	0.011を乗じて得た額
						階数が4以上のもの	0.013を乗じて得た額
					その他のもの		0.018を乗じて得た額

(15) 令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に
			0.028を乗じて得た額
(16) 令第7条第13号に掲げる施設	その上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	年額
			時価に
	上空に設けるもの		0.016を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.02を乗じて得た額
備考			
1 電柱、電話柱及び供架電線の区分は、令別表に規定する区分による。			
2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。			
3 時価とは、近傍類似の土地(令第7条第8号及び13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地の条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。			
4 表示面積、占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。			
5 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。			
備考			
1 「第1種電柱」とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電線を設置する者が設置する場合に限る。以下備考1において同じ。)を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。			
2 「第1種電話柱」とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。)を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。			
3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。			
4 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。			
5 「時価」とは、近傍類似の土地(令第7条第11号及び第12号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。			

【第2条関係】 三豊市準用河川土地占用料徴収条例(平成24年三豊市条例第37号) 一部改正

改正後 (案)				現 行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
(単位：円)							
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
(1) 宅地	占用面積1平方メートルにつき	年額	470	(1) 宅地	占用面積1平方メートルにつき	年額	470円
(2) 耕作地	占用面積1平方メートルにつき	年額	14	(2) 耕作地	占用面積1平方メートルにつき	年額	14円

		トルにつき					トルにつき									
(3)	竹木栽培	占用面積1平方メートルにつき	年額	12	(3)	竹木栽培	占用面積1平方メートルにつき	年額	12円							
(4)	雑種地	占用面積1平方メートルにつき	年額	5	(4)	雑種地	占用面積1平方メートルにつき	年額	5円							
(5)	物置場	占用面積1平方メートルにつき	年額	240	(5)	物置場	占用面積1平方メートルにつき	年額	240円							
(6)	軌道敷地	長さ1メートルにつき	年額	60	(6)	軌道敷地	長さ1メートルにつき	年額	60円							
(7) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これに類する工作物	第一種電柱	1本につき	年額	560	(7) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これに類する工作物	第一種電柱	1本につき	年額	1,000円							
	第二種電柱			860		第二種電柱			1,600円							
	第三種電柱			1,200		第三種電柱			2,200円							
	第一種電話柱			500		第一種電話柱			930円							
	第二種電話柱			800		第二種電話柱			1,500円							
	第三種電話柱			1,100		第三種電話柱			2,100円							
	その他の柱類			50		その他の柱類			72円							
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	5	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	10円										
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1,000	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1,400円										
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき	2,000	広告塔	表示面積1平方メートルにつき	4,400円										
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1,000	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1,400円											
(8) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	年額	21	(8) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	年額	48円							
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72円							
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95円							
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			60		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190円							
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			90		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480円							
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120		外径が1メートル以上のもの			950円							
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210		(9) 露天、商品置場その他これらに類する施設			祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	日額	44円				
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300								月額	440円			
	外径が1メートル以上のもの			600												
	(9) 露天、商品置場その他			祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき			日額	20	(10) 看板、標識及び旗ざお	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	日額	440円
												その他のもの	月額			4,400円
											標識		1基につき	年額	1,100円	
					旗ざお	祭礼、縁日等	1本につき	日額	44円							

他これらに類する施設	その他のもの			月額	<u>200</u>			に際し、一時的に設けるもの			
(10) 看板、標識及び旗ざお	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	月額	<u>200</u>			その他のもの		月額	<u>440円</u>
		その他のもの		年額	<u>2,000</u>						
	標識		1基につき	年額	<u>800</u>	(11) その他の工作物		占用面積1平方メートルにつき	月額	<u>50円</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき	日額	<u>20</u>						
		その他のもの		月額	<u>200</u>						
(11) その他の工作物			占用面積1平方メートルにつき	月額	50						
(12) 上記以外のもの					許可の都度、市長が定める金額					許可の都度、市長が定める金額	
備考 略						備考 略					

【議案第41号関係】

三豊市市営住宅設置及び管理条例(平成18年三豊市条例第202号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)						現 行					
別表(第3条関係)						別表(第3条関係)					
1 公営住宅						1 公営住宅					
高瀬地区 略						高瀬地区 略					
山本地区 略						山本地区 略					
三野地区 略						三野地区 略					
豊中地区 略						豊中地区 略					
詫間地区						詫間地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
中郷団地	昭和36年度	詫間町詫間1213番地2	木造平屋建	6		中郷団地	昭和36年度	詫間町詫間1213番地1	木造平屋建	6	
略						略					
仁尾地区 略						仁尾地区 略					
財田地区 略						財田地区 略					
2 改良住宅						2 改良住宅					
高瀬地区 略						高瀬地区 略					
山本地区 略						山本地区 略					
豊中地区 略						豊中地区 略					
仁尾地区						仁尾地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
仁尾の上団地	昭和54年度	仁尾町仁尾戊510番地23外	簡易耐火構造二階建	2		仁尾の上団地	昭和54年度	仁尾町仁尾戊510番地1	簡易耐火構造二階建	2	
仁尾の上団地	昭和55年度	仁尾町仁尾戊510番地17外	簡易耐火構造二階建	5		仁尾の上団地	昭和55年度	仁尾町仁尾戊510番地1	簡易耐火構造二階建	5	
仁尾浜団地	昭和58年度	仁尾町仁尾辛41番地6	簡易耐火構造二階建	10		仁尾浜団地	昭和58年度	仁尾町仁尾辛41番地6	簡易耐火構造二階建	10	
3 特定公共賃貸住宅 略						3 特定公共賃貸住宅 略					
4 更新住宅						4 更新住宅					
高瀬地区 略						高瀬地区 略					
仁尾地区						仁尾地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
仁尾の上団地	平成24年度	仁尾町仁尾戊510番地5外	耐火構造二階建	10		仁尾の上団地	平成24年度	仁尾町仁尾戊510番地1	耐火構造二階建	10	